

災害対策や防災・減災対策の推進に緊急予算を支援 ～「防災・減災対策等強化事業推進費」のご案内～

■ 防災・減災対策等強化事業推進費とは

近年、激甚な災害が頻発していることを踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、**防災・減災対策の強化を行う公共事業に対して、緊急的かつ機動的に配分する予算**です。

【予算】 令和6年度 139億円（国費ベース）

【対象事業主体】 国（関係する所管独立行政法人を含む）、
地方公共団体、民間事業者（鉄道事業者等）

【募集・配分スケジュール（予定）】

区分	募集期間	配分時期
第1回	4月1日～5月10日まで	6月下旬
第2回	5月11日～7月20日まで	9月下旬
第3回	7月21日～10月10日まで	11月下旬

・本推進費は、年3回の配分を予定していますが、甚大な被害を伴う災害や事故が発生した場合は、適宜緊急配分を検討します。
・要求書の申請状況、事業所管部局との調整状況、財務省との協議状況によっては、募集期間・配分時期等が変更となる場合があります。

■ 推進費の対象事業

一定の計画等※に基づき、公共事業関係費をもって実施する事業で、早期実施により効果が適切に発現するものが対象です。

国土交通省所管事業以外（他省庁の所管事業）にも配分が可能です。

災害対策事業

災害を受けた地域等において、災害復旧事業での対応が出来ない場合等の再度災害防止等の対策

公共交通安全対策事業

交通インフラ（陸上交通、海上交通、航空交通）における重大事故等が発生した場合の対策（安全性の向上）


事前防災対策事業

突発的な事象が発生した箇所における住民等の早急な安全・安心を確保する対策又は新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所等における事業を推進し早期に防災・減災効果を発揮するための対策（公共交通の安全確保を含む）

※ 「事前防災対策事業」は、防災・減災対策の必要性及び根拠となる法定計画。
「災害対策事業」及び「公共交通安全対策事業」は、「防災・減災対策等強化事業推進費」の「要求書」をもって計画とします。

災害対策事業

① 災害復旧事業にあわせて公共土木施設等の防災機能の強化・向上を行う対策*

被災後  **対策後** 

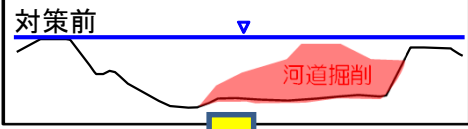
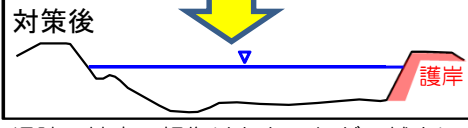
被災した護岸を災害復旧事業による原形復旧にあわせて、推進費により高上げを実施。

推進費で高上げ



災害復旧事業で原形復旧



② 地域は被災したものの、公共土木施設に被害・損傷がない場合の対策

対策前  **対策後** 

河道掘削



護岸

越水・浸水したものの公共土木施設に損傷なし

堤防の被害・損傷はなかったが、越水による家屋浸水被害が発生したため、推進費により河道掘削、護岸工を実施。

③ 災害復旧事業の対象とならない自然災害により被災した場合の対策

被災後  **対策後** 

災害復旧事業の対象とならない風化・劣化による崖崩れが発生したため、推進費により法面対策を実施。

④ 全国的な緊急点検の結果、要対策箇所の実施の必要が生じた場合の対策

盛土範囲 

盛土による災害防止のための総点検の結果、盛土内に地すべり性のクラックが確認されたことから、崩落を防止するため、推進費により緊急的に排土工を実施。

クラックの発生

※ 「流域治水型の原形復旧」による災害復旧事業の実施に関連し、自治体が事前の復興まちづくり計画に基づき、住宅・都市機能の安全なエリアへの移転促進のための事業（住宅局所管、都市局所管）に本推進費の活用が可能です。

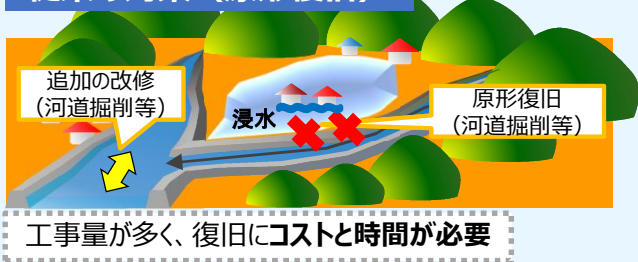
ただし、本推進費を活用出来るのは、被災した施設において実施する災害復旧事業に要する事業費（災害復旧費）と災害復旧事業のみでは十分な効果を期待できない場合において実施する改良事業に要する事業費の合計から、「流域治水型の原形復旧」に要する事業費（防災集団移転促進事業を含む）を差し引いた差額の範囲内となります。

なお、防災集団移転促進事業は本推進費の対象外となります。

1. 流域治水型の原形復旧による災害復旧事業

従来どおりの原形復旧に要する事業費を上回らないこと等を条件に、浸水を許容する区域を設けることで下流における追加の改修を必要としない対策（遊水地、輪中堤の整備）を実施。

従来の対策（原形復旧）



流域治水型の原形復旧



上記により節減される事業費を下回る範囲内で、以下への活用が可能

2. 住宅・都市機能の安全なエリアへの移転促進のための事業

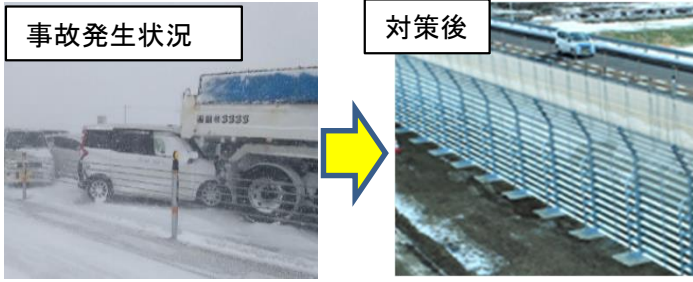
○次の事業に防災・減災対策等強化事業推進費の配分が可能。

- ① がけ地近接等危険住宅移転事業を活用し、浸水を許容する区域内の危険住宅から安全なエリアの住宅への移転を支援する【住宅局】
- ② セーフティネット登録住宅を活用し、浸水を許容する区域の居住者の住替えを支援する【住宅局】
- ③ 都市構造再編集中支援事業を活用し、浸水を許容する区域に立地している都市機能誘導施設（一定の要件を満たす金融機関・商業施設等を含む）のまちなか移転を支援する【都市局】
- ④ 都市防災総合推進事業を活用し、浸水を許容する区域からまちなかに移転する都市機能（誘導施設）の移転元地における防災広場・空地等の整備を重点的に支援する【都市局】

○加えて、防災集団移転促進事業を活用し、空き家等の既存ストックの利用を含む移転を支援する【都市局】

公共交通安全対策事業

① 死傷者を伴う等、社会的影響の大きい事故への対策



自動車専用道路において、地吹雪による死傷者を含む多重衝突事故の発生を受けて、事故発生区間に防雪柵等を設置。

② 全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策



道路での死傷事故を受け、関係者による緊急点検・対策検討により、ソフト対策の強化とあわせ、危険箇所防護柵等を設置。

事前防災対策事業

① 突発的な事象が発生し緊急的な対策を必要とする箇所で、住民、利用者の早急な安全・安心の確保に資する対策



アンカーの変状
(ズレ・沈下・隙間)



緊急輸送道路脇の法面において、アンカーの変状が判明したことから、推進費によりアンカーの再設置や山補強土工による緊急対策を実施。

② 新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策



緊急輸送道路の整備において、詳細な地質調査の結果、想定以上の強風化した岩盤が出現したため、推進費によりモルタル吹付工による追加対策を実施。

③ 事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策



河川改修において、前年度より継続していた協議がまとまり用地が取得できたため、推進費により堤防強化等の洪水対策を実施。

※ 対象は事業を行おうとする地方公共団体において、各種の土地利用規制の適切な運用など、ソフト面での防災・減災等に資する対策が図られており、以下のいずれかの要件を満たすもの。

- 社会資本整備重点計画(第5次計画)の重点目標1(防災・減災が主流となる社会の実現)に係る指標の向上に資する事業
- 上記計画の重点目標3(持続可能で暮らしやすい地域社会の実現)に係る指標のうち、安全な移動・生活空間の整備の向上に資する事業
- 上記計画の重点目標3に係る指標のうち、安全な移動・生活空間の整備の向上に資する事業以外で、防災・減災対策の推進に資するものの向上に資する事業(ただし、三大都市圏以外の地域に重点を置いて実施するものに限る)
- 上記を満たす事業以外のもので、防災・減災対策の推進に著しく高い効果を発揮することが見込まれる国土交通省所管以外の事業(ただし、地方公共団体等が作成する防災・減災に関する計画に具体的に位置づけられた事業で緊急性の高いものに限っては、国土交通省所管事業でも認められる)

■ 留意事項

(1) 要求における留意点

- ・ 各省庁が所掌する各事業に配分する予算であるため、要求の前提として、配分する各事業の採択要件を満たす必要があることのほか、地方公共団体が単独で実施する事業(国費補助を受けない事業)への配分はできません。

(2) 対象事業の留意点

- ・ 事業の実施にあたり、新規事業採択時評価を要するものは、当該評価が実施済みであることが必要です。
- ・ 公共事業関係費のうち、「災害復旧等事業」及び「交付金事業のうち事前防災対策事業(事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策)」は対象外です。
- ・ 単なる維持管理費用など、防災・減災の機能を強化する効果に乏しいものには配分できません。
- ・ 北海道特定特別総合開発事業推進費及び沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費の対象となる事業には配分できません。

(3) 国庫補助率等は対象事業の規定に従います

- ・ 国庫補助率、国庫負担率、地方財政措置は事業所管部局で定められた対象事業の規定に従います。推進費では、国庫補助率や地方財政措置の優遇措置はありません。

(4) 必要に応じ測量設計費、用地費及び補償費等の要求も可能

- ・ 測量設計費、用地費及び補償費等は、対象事業の必要な範囲に限り、本工事費とあわせて要求できます。なお、本工事費以外の費目(測量設計費、用地費及び補償費等)のみの要求はできません。

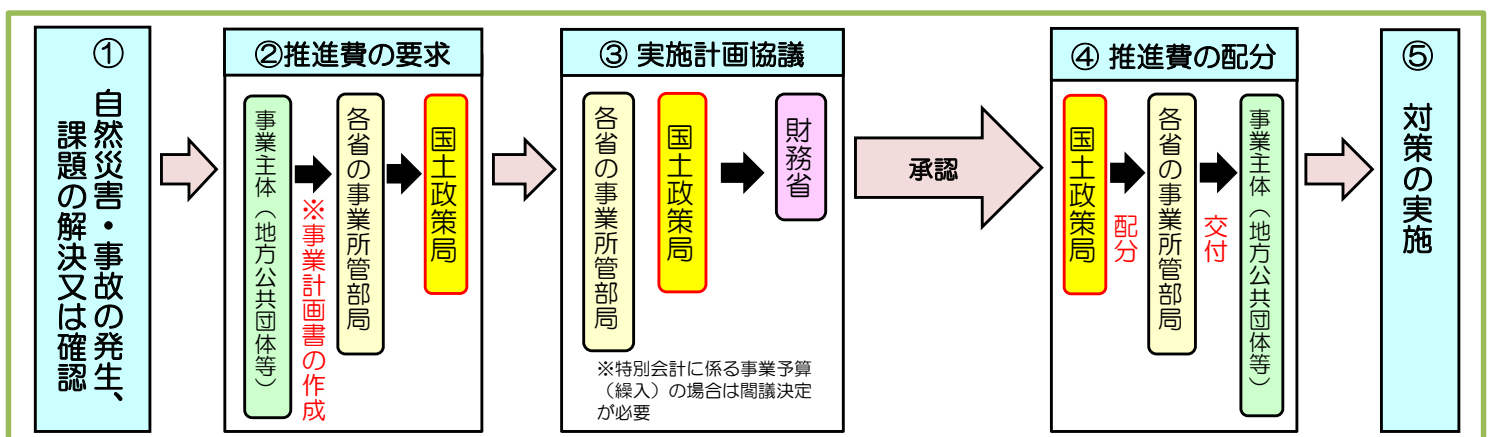
(5) 明許繰越は必要に応じ可能

- ・ 年度内に完了することを原則としていますが、天候不順や入札不調など、申請時には想定し得なかったやむを得ない事由が発生した場合に限り、繰越制度(明許)の利用が可能です。

(6) 目的外への流用は不可

- ・ 配分を受けた事業以外の事業への流用はできません。また、当該事業においても要求時の目的外の工事へ流用はできません。

■ 自然災害の発生等から対策実施までの流れ



■ お問い合わせ窓口

国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室(防災・減災対策等強化事業推進費 担当)
〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号 中央合同庁舎2号館12階
TEL: 03-5253-8360 (直通)

※国土交通省ホームページに詳しい情報を掲載しています。応募の様式等をダウンロードできます。

(ホーム >> 政策情報・分野別一覧 >> 国土政策 >> 防災・減災対策等強化事業推進費)
https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000021.html